Deloitte.
デロイト トーマツ

学校法人税務サービス

学校法人は法人税に代表されるように各種税金が優遇されています。しかし、学校法人のすべての活動が非課税というわけではありません。法人税法上の収益事業を行っている学校法人は、法人税の申告が必要となります。法人税法上の収益事業は私立学校法に規定する収益事業とはその範囲が異なりますので、その課税対象額を算定するには専門知識と実務経験が不可欠です。
また、消費税では国等から補助金の交付を受ける学校法人は、特定収入に係る調整計算が必要です。補助金等の使途の特定次第で、消費税の納付額又は還付額が異なってきます。

税務の重要性

税務調査において、初めて収益事業であることを指摘されたり、収益事業の非課税要件を満たしていない、又は収益事業への経費の配賦が合理的でない等の指摘を受け、それまでの法人税申告を否認される場合があります。また、消費税の特定収入に係る調整計算を全く行っていなかったために、予想外の追徴税額を課される場合もあります。
消費税率引き上げ・軽減税率制度の実施、さらには適格請求書等保存方式の導入により、消費税実務が複雑化して行き、学校法人の消費税コストはますます増加することが予想されます。
少子化に伴い、学校法人も真価を問われる時代になりました。税務実務を適正に行うことは公益法人としてのコンプライアンス上、必要最低限の責務です。

デロイト トーマツ税理士法人のサービス

デロイト トーマツ税理士法人は全国規模のネットワーク、優秀な人材、豊富な経験により学校法人の税務実務を支援します。

1. 税務相談

学校法人内で日常生ずる一般的な税務に関する相談（法人税、消費税、源泉所得税、その他諸税）に対し、担当者がメール又は電話で対応します。税率の引上げ・軽減税率制度の実施により複雑化する消費税の帳簿記録について、一定の期間ごとにレビューし、アドバイスすることも可能です。

2. 申告書の作成・レビュー

法人税、住民税、事業税、消費税の申告書を作成します。学校法人内で申告書の作成が可能な場合には、提出前の申告書ドラフトをご要望のレベルでレビューするなど、その作成に関する相談に応じることが可能です。法人税申告書に添付する収益事業に係る決算書類の作成または作成支援を行います。

3. 法人税課税対象の検討

法人税法上の収益事業の範囲、経費の配賦方法を確認し、法人税の申告対象が適正であるか否かを検討します。必要に応じて経費の配賦方法の再検討を行い、最も合理的かつ実行可能性のある配賦方法を策定します。

4. 消費税マニュアル作成

消費税に関する取扱いについて、学校法人の勘定科目及びその内容に合わせて課税・非課税・対象外の判定から申告書作成までをマニュアル化し、人事異動等により担当替えがあった場合にも消費税の処理や申告書の作成が学校法人内で可能となるように支援します。

5. 消費税仕入税額控除個別対応プロジェクト	課税売上高が5億円を超える場合又は課税売上割合が95%未満である場合において、仕入税額控除を一括比例配分方式により控除している場合には、個別対応方式を適用することにより納税額が減少（還付額が増加）する可能性があります。 消費税率の引き上げにより、課税売上割合の低い学校法人にとってはますます消費税コストの負担が増加することが予想され、現在の消費税申告方式が最適かどうかを見直すことが必要となります。課税売上が一定規模存在する学校法人に関しては、検討の価値がありますので、その支援を行います。

6. 税務調査サポート	税務調査は事前の準備と調査官対応が最大のポイントです。デロイト トーマツ税理士法人では長年の経験と適正な理論構成により税務上の取扱いについて検討し、税務調査対応をサポートします。必要に応じて調査立会いも行います。調査後の修正申告書の作成又はドラフトのレビューも可能です。

7. 税務 ヘルスチェック	従来の方法で税務申告を行っているものの、それが適正かどうか不安を抱えている学校法人も多いと思われます。そのような場合には「税務ヘルスチェック」をお勧めします。 **1. ミーティング実施** 当法人独自のチェックリストを用いて、その場で問題点・改善点を発掘 **2. 税務対策・税務戦略アドバイス** ミーティングの結果を受けて、追加の検討が必要と思われる項目を中心に、各分野の専門家がアドバイス（ご要望がある場合のみ） **3. サービス提案** 問題点が発見された場合、税務対策・税務戦略を実現するための具体的な税務サービスをご提案 ※初回ミーティングは無料

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

Tel	03-6213-3800（代）
email	tax.cs@tohmatsu.co.jp（代）
担当	榎本 明（パートナー）
	和久井 結実 （シニアマネジャー）
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500® の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.

IS 669126 / ISO 27001